

憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

第2回 国会と立法権（1）

1. 国会の地位

- 41条にいう「国権の最高機関」という文言の意味については、国会が、国政についての最高の決定権ないし国政全般を統括する権能をもった機関であるというように法的意味にとらえる見解も有力であるが、通説は、国会が、主権者である国民によって直接選任され、その点で国民に連結しており、しかも立法権をはじめ重要な権能を憲法上与えられ、国政の中心的地位を占める機関であるということを強調するための政治的意味をもつに過ぎないと解している。
- 41条にいう「国の唯一の立法機関」という文言の意味については、(1) 憲法上の例外（議院規則（58条2項）、最高裁判所規則（77条））を除き、国会以外の機関による立法が許されないということと、(2) 憲法上の例外（地方自治特別法*1の住民投票（95条））を除き、立法は国会以外の機関の参与を必要としないで成立することとを意味する。この論点に関して、立法の委任が国会中心立法の原則に違反しないか否かと、法律案の発案権を内閣に認めることが国会単独立法の原則に違反しないか否かが問題となる。
- 立法の概念に関しては、法規（Rechtssatz）という特定の内容の法規範を定立する作用であると解されているが、通説は、およそ一般的・抽象的な内容の法規範を定立することであるとしている。前者の場合、処分的法律（Maßnahmegesetz）の制定の可否が問題となる（名城大学の内紛を解決するために制定された、学校法人紛争の調停等に関する法律（昭和37年法律70号）については、東京地判昭和38年11月12日判タ155号43頁は、合憲であるとしている）。後者の立場では、戦前の褒章条例（明治14年太政官布告63号）を昭和30年政令7号で改正したことは問題となる。
- 43条1項にいう「全国民を代表する」という文言の意味については、代表機関（国会）の行為が法的に代表される者（国民）の行為と同視されるという趣旨の法的意味（法的代表）ではなく、国民が代表機関を通じて行動し、代表機関は国民の意思を反映するものとみなされるという趣旨の政治的な意味（政治的代表）であると解される。したがって、議員は、選挙区などの選出母体の代表ではなく、全国民の代表であると考えられるので、議員個人の信念に従って行動することが求められ、選出母体の意思に拘束されない（命令委任の禁止、自由委任）。ただし、国民の意思が議員の意思に事実上類似することが求められるので、その意味で、ここでいう代表とは、政治的代表という意味に加えて、社会学的代表という意味を含むものと解される。

*1 地方自治特別法は、広島平和記念都市建設法（広島市）、長崎国際文化都市建設法（長崎市）、首都建設法（東京都）、旧軍港市転換法案（横須賀市、呉市、佐世保市、舞鶴市）など 19 件があり、いずれも地方公共団体に財政的優遇措置を講ずるものであるが、伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律（昭和 27 年法律 312 号）を最後に、近時は制定されていない。

Quiz

Q2-1 憲法第 41 条に関する次の記述のうち、妥当なのはどれか。

1. 憲法第 41 条の「立法」については、実質的意味の法律の定立を指すとする考え方があるが、通説では、形式的意味の法律の定立を指すとされており、例えば内閣が独立命令を制定する権能を持つとしても本条に反しない。
2. 憲法第 41 条の「唯一の立法機関」とは、本条にいう「立法」がすべて国会を通し、国会を中心に行われるべきことのみならず、本条にいう「立法」は国会の意思だけによって完結的に成立し、ほかの機関の意思によって左右されないことをも意味する。
3. 国会の各議院は議院規則を、また、最高裁判所は最高裁判所規則を定めることができるが、これらは「国会中心立法の原則」の例外ではないと解するのが通説である。
4. 法律案の提出権を内閣に認めることは、憲法第 41 条の「国会単独立法の原則」に違反すると解するのが通説である。
5. 憲法第 41 条の「国権の最高機関」とは、国会が憲法上国政全般を統括し、ほかの機関に指揮・命令する権能を法的に持つ機関であることを意味すると解するのが通説である。

(平成 12 年度国家公務員採用 II 種試験)

Q2-2 憲法 43 条 1 項は、「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」、と定める。この「全国民の代表」に関わる次の記述のうち、妥当なものはどれか。

1. これと同様の定式は近代憲法に広く見られ、大日本帝国憲法でも採用されている。
2. この定式は、近代の国民代表議会の成立に伴い、国民とその代表者との政治的意思の一致を法的に確保する目的で、命令委任の制度とともに導入されたものである。
3. 政党は国民の中の一党派であり、全国民を代表するものではないため、議員が政党の党議拘束に服することは、憲法上許されないものとされている。
4. 議員は議会で自己の信念のみに基づいて発言・表決すべきであり、選挙区など特定の選出母体の訓令に法的に拘束されない、との原則は、自由委任の原則と呼ばれる。
5. 選挙は現代では政党閥の選択としての意味を持つため、現行法上、議員は所属政党から離脱した時は自動的に議員としての資格を失うものとされている。

(平成 23 年度行政書士試験)